

建設業・運送業の事業主様へ 働き方改革推進支援助成金 を活用しませんか？

条件に当てはまる事業主様は申請出来る可能性があります！

- ①建設業・運送業のいずれかであること
- ②36 協定(時間外労働・休日労働に関する協定書)を令和 5 年 3 月 31 日以前に備えていること
※1 カ月の延長時間が 60 時間以上で設定されている必要があります。
- ③10 人以上の労働者がいる場合は、就業規則を備えている又は当事務所で作成させていただくこと
10 人未満の労働者がいる場合は、有給管理簿を備えている又はこれから作成すること



助成対象となる例

フォークリフト等の機器を導入又は最新のものに更新し、**労働時間を削減**したい！



当事務所で書類を準備し、導入(更新)事業の計画を労働局に申請。およそ半月程度で交付決定



交付決定後、機器を発注し、必要経費を支払う。**※購入は必ず交付決定の後**です。

導入(更新)した事によって運搬作業等の時間が削減され、労働者の残業時間が削減された！



購入に要した費用の一部(補助率は下記参照)を助成金として受給



助成額

補助率は費用の **3 / 4** で、助成上限額は 150 万円～250 万円です。

※事業規模が 30 人以下で、機器の導入費用が 30 万円以上の場合、**4 / 5**

事例) フォークリフト約 168 万円(税抜) × 助成率 4/5 = 約 134 万円

※フォークリフト代にはオプション代金も含まれます。



【お問合せ先】 お気軽にご連絡ください。

[住所] 滋賀県守山市大門町 308 番地 1

[電話番号] 077-514-1150

[FAX 番号] 077-581-3750

[URL] <https://www.saneikai-sr.com/>

社会保険労務士法人
三榮会

2023. 6. 19